諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：平成１６年９月２日（平成１６年（行情）諮問第５２６号）
答申日：平成１７年５月１９日（平成１７年度（行情）答申第６３号）
事件名：特定日付に北九州市特定地区で発生した死亡労働災害に係る北九州東労働基準監督署の災害調査復命書の一部開示決定に関する件

答申書

第１　審査会の結論

特定日付に北九州市特定地区で発生した死亡労働災害に係る北九州東労働基準監督署が作成した災害調査復命書（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁が不開示とすべきとしている部分については，別表３欄に掲げる部分を，開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成１６年３月１９日付け福岡労開第４号により福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（１）災害発生状況の経過という理由により，不開示とした部分の開示を求める。

（２）父親（親族）として，息子がアルバイト２日目にして死亡するに当たり，どのような経過をたどったのか正確に把握したい。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件対象文書について

本件対象文書は，特定日に特定の場所で発生した労働災害に係る災害調査復命書本体及び別添文書並びに添付資料である。

これらの文書は，いずれも，特定の個人が労災事故で被災したことを前提として作成されるものであり，当該文書には，労働災害の被災者である特定の個人を識別することができる情報が記載されている。

２　災害調査及び災害調査復命書について

（１）災害調査について

災害調査は，死亡災害又は重大災害等の労働災害が発生した場合に，同種災害の再発を防止するため，労働災害を構成した機械等の起因物の不安全な状態，労働者の不安全な行動等の労働災害の発生原因を調査し，これらの原因を是正する方法を究明するために行うものである。

また，災害調査は，当該災害に関して労働安全衛生法等関係法令（以下「関係法令」という。）の法令違反の有無だけでなく，関係者及び使用機械，作業形態，管理体制などの人的要因・物的要因・労働環境等複雑に絡み合った原因を解き明かし，当該災害を発生させた事業者に対する再発防止に役立てるとともに，同種の災害が生じないよう，今後の労働災害防止に向けた行政施策の立案・展開に資するために実施するものである。

そのため，具体的な調査では，調査官（労働基準監督官，産業安全専門官，労働衛生専門官等）が労働災害が発生した事業場へ立ち入り，災害の発生状況や通常の作業方法等について関係者へ質問を行い，併せて帳簿・書類その他の物件の検査，写真撮影等を行っている。

したがって，災害調査は，調査官と関係者との相互の信頼関係を前提にして，多数の関係者から，任意により正確な事実の説明や関係資料の提供を受けること，災害発生当時の作業内容・方法等を明らかにしてもらうこと及び事故現場の保全，再現が行われること等の協力を得る必要がある。

（2）災害調査復命書について

災害調査復命書は，災害調査を行った調査官が，その所属する労働基準監督署長に調査結果を報告するために作成した文書であり，災害調査復命書本体（以下「復命書本体」という。）及び添付資料（事故現場の写真，事故の態様等を表す図面等）等から構成されている。

そして，復命書本体には，主に災害調査を実施した事業場に関する事項（事業場名，号別，事業の種類および事業の概要，労災関係，所在地，代表者職氏名，親事業場名元方事業場名，同所在地・代表者職氏名，安全衛生管理体制，所定労働時間，労働者数），被災者に関する事項（被災者氏名，年令，職種，経験年数，障害の部位および傷病名，休業見込日数および死亡，出稼・一般の別），調査実施に関する事項（調査年月日，面接者職氏名，調査官氏名等），災害の内容に関する事項（災害発生地，発生年月日時，被災状況，起因物，事故の型，発生状況，原因等の概況，災害発生状況の詳細等（事業等の概要，災害発生までの経緯等）），災害発生の原因，防止のために講ずべき対策等の詳細（災害の発生原因，災害の防止対策）及び調査結果に関する事項（違反条項，措置，署長判決および意見，調査官の意見および参考事項，備考）が記載されており，このほか添付資料等によって復命書本体に記載された情報を補足することにより，一体の報告書を形成している。

なお，災害調査復命書は，労働基準監督署長に報告された後，労働災害を発生させた事業場に対する指導等に活用するとともに，労働安全衛生行政の推進上特に注目すべきものについては，厚生労働省都道府県労働局を通じて厚生労働省本省に写しが送付され，同種災害の再発防止対策の検討や法令改正を始めとする各種の施策に反映されている。

3　不開示情報該当性について

（1）法５条１号該当性について

本件対象文書は，復命書本体，別添文書である労働基準監督機関が特定の事業者に対して行った指導事項が記載された文書(案)及び見取図並びに添付資料（１．資料，２．被災者に係る死亡診断書，３．特定日付における福岡管区気象台発表による特定地点及び福岡における気象観測結果，４．特定日付における福岡管区気象台発表による特定地点及び福岡における気象観測結果，５．特定日付における福岡管区気象台発表による特定地点及び福岡における気象観測結果，６．取扱説明書，７．雇入れ時における確認事項書，８．特定傷病に係る医学的知見等，９．関係者からの聴取書）により構成されている。

本件対象文書のうち，復命書本体１頁の「被災者氏名」，「年令」，「職種」，「経験年数」，「勤続年数」，「出稼・一般の別」及び「面接者職氏名」の各欄には，特定の個人を識別できる情報が記載されていることから，法５条１号の不開示情報に該当するものである。

また，復命書本体１頁の「被災状況」，「傷害の部位および傷病名」，「休業見込日数および死亡」及び「発生状況，原因等の概況」の各欄には，災害発生状況及び被災の程度に係る情報等が記載されており，復命書本体２頁から１４頁までには，災害発生状況の詳細等の事項として，被災者及び関係者の氏名等の特定の個人を識別できる情報を含む，災害発生状況の詳細等が記載されている。

復命書本体から，被災者氏名，年令，職種，経験年数，勤続年数等といった個人識別情報を除いたとしても，復命書本体中の「障害の部位および傷病名」及び「発生状況，原因等の概況」欄中の傷病名記載部分，災害発生状況の詳細等の記載事項については，被災者に関する身体の具体的な損傷程度等や災害の生々しい状況を示すものであり，また，被災者及び関係者の言動・行動等が詳細に記載されているものであることから，本件事業場の関係者その他当該災害を知る者にとっては個人が特定される可能性があること，又は特定の個人を識別できないが，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあることから，これらは法５条１号の不開示情報に該当するものである。

添付資料の２及び９については，診断書及び聴取書であることから，当

該文書全体として上記と同様に，関係者等から特定の個人を識別できる可能性があること，又は特定の個人を識別できないが，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあることから，法５条１号の不開示情報に該当するものである。

添付資料の８については，障害に関する記載がされており，当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが，被災者を知る関係者等においては，本来知り得なかった被災者がどのような障害を負ったかが推認されるおそれがあること，また，他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる可能性があることから，法５条１号の不開示情報に該当するものである。

なお，復命書本体１頁中の「休業見込日数および死亡」については，本件開示請求が死亡災害であることを特定して行われており，本件対象文書の存否を答えるだけで，結果的に死亡したか否かの事実も明らかとなるものである。既に原処分においては，本件対象文書の存在を認めて一部開示決定が行われており，被災者が死亡しているという不開示情報が開示されたと同様の状態になっていることから，同欄を開示することが妥当と判断した。

（２）法５条２号該当性について

ア　法５条２号イ該当性について

本件対象文書のうち，添付資料の１及び６については，特定の商品に関する情報であり，当該資料を公にすることにより，それを知った同種の商品の購入予定者が，当該商品自体は災害発生の原因ではないにもかかわらず，あたかも当該商品が原因であるかのような疑念を抱き，当該商品ではなく，同種の他の商品を購入しようとするなどの行動をとる可能性があることは否定できず，その結果，場合によっては，当該商品の製造業者について，競争関係にある他の同種事業者との間における競争上の地位その他正当な利益を害することとなるおそれがあるため，法５条２号イの不開示情報に該当するものである。

また，本件対象文書のうち，復命書本体の別添文書である労働基準監督機関が特定の事業者に対して行った指導事項が記載された文書については，労働基準監督機関が特定の事業者に対して行った指導事項が記載されているものであり，この情報を開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，法５条２号イの不開示情報に該当するものである。

イ　法５条２号ロ該当性について

本件対象文書のうち，添付資料の７については，雇入れ時における確認事項を記載した部内資料が，行政機関の要請を受けて公にしない

との条件で任意に提出されたものであり，法人における通例として公にしないこととされているものに当たることから，法５条２号ロの不開示情報に該当するものである。

（３）法５条４号該当性について

本件対象文書のうち，復命書本体１７頁には，調査結果に関する事項として，「違反条項」，「調査官の意見および参考事項」，「署長判決および意見」，「措置」及び「備考」の各欄があり，各欄には，調査結果に基づく関係法令違反の有無とその該当条項等，災害調査の結果を総合的に取りまとめた「調査官の意見および参考事項」，本件文書による報告内容に基づく「署長判決および意見」及び「署長判決および意見」に基づく措置日とその内容が記載されることとなっている。

また，本件対象文書のうち，別添文書である労働基準監督機関が特定の事業者に対して行った指導事項が記載された文書(案)には，労働基準監督機関が特定の事業者に対して行った指導事項が記載されている。

このうち，「措置」及び「調査官の意見および参考事項」の各欄並びに労働基準監督機関が特定の事業者に対して行った指導事項が記載された文書(案)については，捜査機関の捜査着手等措置基準を推測させるおそれのある内容の記載があり，これらは公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから，法５条４号の不開示情報に該当するものである。

（４）法５条５号該当性について

本件対象文書には，調査官が調査した結果を基に，災害発生原因，関係法令違反あるいは労働安全衛生上の問題点の有無を判断し，同種災害の再発防止対策の検討を行った過程及び調査官意見が記載されており，調査官は本件対象文書によって，労働基準監督署長に対し災害発生状況及び再発防止対策等を報告することになっている。

報告を受けた労働基準監督署長は，本件対象文書を基に，署長判決及び意見という行政としての最終的な意思決定を下すものであり，本件対象文書は，行政としての最終的な意思決定を図るための決裁を前提とした説明や検討に関連した情報という側面を持っており，これを公にすることにより，外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなど，率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるのみならず，将来起こり得る同種の意思決定過程に不当な影響を与えるおそれがあることから，法５条５号の不開示情報に該当するものである。

（５）法５条６号該当性について

ア　法５条６号柱書き該当性について

災害調査は，上記２（１）で記載した目的を達成するために，多数の

関係者から，正確な事実の説明や関係資料の提供，事故現場の保全・再現等理解と協力を得ることが不可欠であり，本件対象文書はこれに基づいて作成されている。

そして，本件災害調査に協力した多数の関係者らは，労働基準監督機関との信頼関係を前提として，調査に係る情報提供の内容が上記災害調査の目的のみに用いられることを前提に聴取等に応じているのであり，仮に復命書本体及び添付資料が公にされた場合には，このような信頼関係が失われ，事業者等にとって不利益となると考えられる場合には，たとえ事故の正確な原因・内容を知っていたとしても，その部分を省略又は簡略化し，関係資料の提供に協力的でなくなるなど，事故の原因究明に必要とされる具体的・客観的な情報が十分に得られなくなる可能性が高くなることが予想される。

災害調査は前述のとおり，関係者の理解と協力の下で任意の形で行われており，原因究明のための任意協力の過程が公開されることになれば，黙示の合意により公にされることがないことを認識している事業場が自主的改善の意欲を減退させることにつながりかねず，これを開示することはできない。

なお，労働基準法１０１条，労働安全衛生法９１条及び９４条の規定に基づき，労働基準監督官，産業安全専門官及び労働衛生専門官は事業場への立入り，関係者への質問，物件の検査等を行うことができるとされているが，労働災害に対する調査は，通常，第一に任意のものとして行い，任意協力が得られない場合に，当該権限を行使するという手法を取っている。

仮に任意の調査協力を求めることなく，最初から当該権限を行使することとなれば，相手方は関係法令違反を前提としたものであると警戒することとなり，必然的に情報の取得が困難となることが予想される。

したがって，本件対象文書のうち，復命書本体１頁の災害調査を実施した事業場に関する事項（「号別」，「事業の種類および事業の概要」，「労災関係」，「事業場名・所在地・代表者職氏名」，「親事業場名元方事業場名，同所在地・代表者職氏名」，「安全衛生管理体制」，「所定労働時間」，「労働者数」の各欄），被災者に関する事項（「被災状況」，「被災者氏名」，「年令」，「職種」，「経験年数」，「勤続年数」，「障害の部位および傷病名」，「出稼・一般の別」の各欄），災害の内容に関する事項（「起因物」，「事故の型」の各欄，「発生状況，原因等の概況」欄中の傷病名）及び調査実施に関する事項（「調査年月日」，「面接者職氏名」の各欄），復命書本体２頁から１４頁までの災害発生の詳細等の記載内容，復命書本体１５頁及び１６頁の災害発生原因，防止のために講ずべき対策等の詳細の記

載内容，見取図並びに添付資料の７及び９について，これらを公にした場合，今後同様の災害調査において，災害原因の究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり，行政事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあることから，法５条６号柱書きの不開示情報に該当するものである。

なお，復命書本体１頁の被災者に関する事項中の「休業見込日数および死亡」，災害の内容に関する事項中の「災害発生地」（地番を除く。）及び「災害発生年月日時」については，本件開示請求が「特定日付に北九州特定地区で発生した死亡労働災害」と特定していることから，当該不開示情報が開示されたと同様の状態になっているものとして，当該欄を開示することが妥当と判断した。

イ　法５条６号イ該当性について

本件対象文書のうち，復命書本体１５頁及び１６頁には，「発生原因，防止のために講ずべき対策等の詳細」記載内容として，災害発生の原因，災害防止対策及び違反条文の検討に関する事項が記載されている。

また，復命書本体１７頁には，「違反条項」，「措置」，「署長判決および意見」，「調査官の意見および参考事項」及び「備考」の各欄があり，「措置」，「署長判決および意見」及び「調査官の意見および参考事項」の各欄には，当該内容が記載されている。

これら「発生原因，防止のために講ずべき対策等の詳細」の記載内容，「措置」欄，「署長判決および意見」欄の年月日及び「調査官の意見および参考事項」欄の記載内容からは，本件災害について，調査官がいかなる事実を災害発生原因として把握し，いかなる根拠に基づき調査官及び署長が関係法令違反の有無等を判断し，さらに，行政上の措置を決定したのかという労働基準監督機関の法令違反等に伴う措置基準が明らかとなるおそれがある。

したがって，これらの情報が記載されている部分を公にした場合には，事業者の法令の不遵守，又は安全衛生管理に妥当性を欠く行為を助長するおそれが生ずることから，関係法令の履行確保を図るという行政事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあり，これらの情報は法５条６号イの不開示情報に該当するものである。

４　開示相当部分

本件対象文書においては，復命書本体１頁の「決裁」及び「局・署名」の各欄，「災害発生地」欄のうち地番を除いた部分，「発生年月日時」欄，「休業見込日数および死亡」欄並びに「発生状況，原因等の概況」欄のうち被災者の個人情報に該当する箇所（傷病名）を除いた内容については，いずれの不開示理由にも該当しないことから開示することが妥当と判断する。

また，「調査官・官別・氏名」欄については，現に一般に市販されている厚生労働省職員録に氏名が掲載されていること，また，調査官の官別については，公にすることが予定されている情報であることから，開示することが適当と判断する。

さらに，復命書本体１７頁の「違反条項」，「調査官の意見および参考事項」（下段３行を除く。），「署長判決および意見」（年月日を除く。）及び「備考」の各欄並びに添付資料目次の一部についても，本件対象文書においては，いずれの不開示理由にも該当しないことから開示することとし，また，添付資料の３，４及び５についても，インターネット等により，一般に公開されている情報であり，だれでも容易に入手できる情報であることから，これも開示することが妥当と判断する。

５　結論

以上のとおり，本件対象文書については，原処分のとおり，復命書本体１頁の「決裁」，「局・署名」及び「調査官・官別・氏名」の各欄並びに「発生状況，原因等の概況」欄（傷病名を除く）を開示とし，さらに，復命書本体１頁の「災害発生地」（地番を除く。），「発生年月日時」及び「休業見込日数および死亡」の各欄，復命書本体１７頁の「違反条項」，「調査官の意見および参考事項」（下段３行を除く。），「署長判決および意見」(年月日を除く。)及び「備考」の各欄，添付資料目次の一部並びに添付資料の３，４及び５を開示すべきものであるが，なおその余の部分については，原処分のとおり不開示とすべきものである。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成１６年９月２日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同月２１日　　審査請求人から意見書を収受
④　同年１１月１５日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑤　同月１６日　　本件対象文書の見分及び審議
⑥　平成１７年１月１１日　　審議
⑦　同年２月２５日　　諮問庁の職員（厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課副主任中央産業安全専門官ほか）からの口頭説明の聴取
⑧　同年３月１５日　　審議
⑨　同年４月１２日　　審議
⑩　同年５月１７日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書及び不開示部分について

（１）本件対象文書は,特定日付に北九州市特定地区において発生した特定の死亡労働災害について,北九州東労働基準監督署の調査官が当該災害現場に赴いて,関係者からの供述聴取,関係書類の検分等を行い,調査結果として所属労働基準監督署長に報告した災害調査復命書である。

当審査会において，本件対象文書を見分したところ，本件対象文書は，復命書本体，別添文書及び添付資料から成り,復命書本体には主に,（ア）災害調査を実施した事業場に関する事項（号別，事業の種類および事業の概要,労災関係，事業場名，所在地,代表者職氏名,安全衛生管理体制，所定労働時間，労働者数，親事業場名元方事業場名，同所在地，同代表者職氏名），（イ）被災者に関する事項（被災者氏名,年令,職種,経験年数，勤続年数，障害の部位および傷病名,休業見込日数および死亡，出稼・一般の別），（ウ）調査実施に関する事項（調査年月日,面接者職氏名,調査官・官別・氏名及び印影），（エ）災害の内容に関する事項（①災害発生地，発生年月日時,被災状況，起因物,事故の型,②発生状況,原因等の概況,③災害発生状況の詳細等(a災害の発生した事業場について，b被災者の雇入れから災害発生前日までの作業状況,c災害発生当日の作業状況,d災害発生日及び災害調査時の気温等,e作業場における飲料水等の備え等,f被災者の雇用状況等（労働者性等）,g安全管理状況等,h災害発生現場について,iその他),④災害発生の原因,防止のために講ずべき対策等の詳細（a災害発生の原因,b災害防止対策,c違反条文の検討）及び（オ）調査結果に関する事項（違反条項，措置（年月日を含む。），署長判決および意見（年月日を含む。）,調査官の意見および参考事項，備考）が記載されていることが認められる。

また,別添文書は,労働基準監督機関が特定の事業者に対して行った指導事項が記載された文書及び見取図であり，添付資料は，（カ）資料（パンフレット），（キ）被災者に係る死亡診断書，（ク）福岡管区気象台発表による特定地点及び福岡における気象観測結果（特定日付観測分），（ケ）取扱説明書，（コ）雇入れ時における確認事項書，（サ）特定疾病に係る医学的知見等及び（シ）関係者からの聴取書から成っている。

（２）処分庁は,本件対象文書につき,復命書本体１頁の「決裁」,「局・署名」及び「調査官・官別・氏名及び印影」の各欄並びに「発生状況，原因等の概況」欄（傷病名を除く。）を開示とし,諮問庁は,原処分で不開示とした復命書本体１頁の「災害発生地」（地番を除く。），「発生年月日時」及び「休業見込日数および死亡」の各欄，復命書本体１７頁の「違反条項」,「調査官の意見および参考事項」（下段３行を除く。），「署長判決および意見」（年月日を除く。）及び「備考」の各欄並びに添付資料目次の一部及び（ク）福岡管区気象台発表による特定地点及び福岡に

おける気象観測結果（特定日付観測分）を開示するとしている。

したがって,その余の不開示部分につき,本件対象文書を見分し，その不開示情報該当性を検討する。

2　法５条１号該当性及び法６条２項の適用について

（１）面接者について

面接者職氏名欄の記載部分は，個人を識別できる情報であり，一般に公にされているものではないので，法５条１号ただし書イに該当せず，同号に該当し，不開示が妥当である。

（２）被災者について

面接者職氏名記載部分を除く本件対象文書に記載された内容は,被災者の被災状況を記述した個人に関する情報であって,当該個人の氏名等により特定の個人を識別できるものと認められるので,法５条１号に該当する。

次に，法６条２項による部分開示の可否について検討すると，当該情報について，特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）としては,被災者の氏名,年令，性別及び生年月日の各記載が該当すると認められることから,当該部分を除くことにより,公にしても,個人の権利利益が害されるおそれがないか検討する。

ア　復命書本体について

本件事案については,被災者の個人識別部分を除いたとしても,本件事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者には被災者が特定される可能性があるところ,復命書本体（イ）被災者に関する事項のうち「職種」,「経験年数」,「勤続年数」,「出稼・一般の別」及び「障害の部位および傷病名」の記載部分,（エ）災害の内容に関する事項のうち②「発生状況，原因等の概況」中の傷病名並びに③「災害発生状況の詳細等」中のb被災者の雇入れから災害発生前日までの作業状況,c災害発生当日の作業状況,d災害発生日及び災害調査時の気温等のうち事故発生現場に係る記載部分及び現場写真並びにf被災者の雇用状況等（労働者性等）並びに（オ）調査結果に関する事項のうち,「調査官の意見および参考事項」欄中の傷病名の各記載部分は，具体的傷病名，被災者の雇用に至る経緯及び被災に至る詳細な経緯等を示すものであると認められ，本件の場合,これらを公にすることにより,当該被災者の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

したがって，復命書本体（イ）被災者に関する事項のうち「職種」,「経験年数」,「勤続年数」,「出稼・一般の別」及び「障害の部位および傷病名」の記載部分,（エ）災害の内容に関する事項のうち②「発

生状況，原因等の概況」中の傷病名並びに③「災害発生状況の詳細等」中のb被災者の雇入れから災害発生前日までの作業状況,c災害発生当日の作業状況,d災害発生日及び災害調査時の気温等のうち事故発生現場に係る記載部分及び現場写真並びにf被災者の雇用状況等（労働者性等）並びに（オ）調査結果に関する事項のうち，「調査官の意見および参考事項」欄中の傷病名の各記載部分については，部分開示することができず，不開示が妥当である。

イ　別添文書について

別添文書に記載された傷病名については，被災者の個人識別部分を除いたとしても,本件事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者には被災者が特定される可能性があるところ,本件の場合，これを公にすることにより，当該被災者の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

したがって，別添文書のうち，傷病名の記載部分については，部分開示することができず，不開示が妥当である。

ウ　添付資料について

「添付資料の目次」に記載された傷病名，（キ）被災者に係る死亡診断書及び（サ）特定疾病に係る医学的知見等については，被災者の個人識別部分を除いたとしても,本件事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者には被災者が特定される可能性があるところ,機微な情報が記載されていることから，本件の場合,これを公にすると，被災者の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

したがって,「添付資料の目次」に記載された傷病名，（キ）被災者に係る死亡診断書及び（サ）特定疾病に係る医学的知見等については，法５条１号に該当し，不開示が妥当である。

３　法５条６号該当性について

（１）法５条６号柱書き該当性について

諮問庁は，本件対象文書の復命書本体，見取図及び添付資料が公になれば,事業者にとって不利益となると考える場合には,事故の原因・内容を詳細に知っていたとしても,労働基準監督機関に対して，その部分を省略又は簡略化した上で報告し,あるいは関係資料の提供さえ行わなくなるなど，今後同様の災害調査において事故の原因究明に必要とされる具体的,客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがある旨説明する。

本件対象文書のうち復命書本体（ア）災害調査を実施した事業場に関する事項（号別，事業の種類および事業の概要,労災関係，事業場名，所在地,代表者職氏名,安全衛生管理体制，所定労働時間，労働者数，親事業場名元方事業場名，同所在地，同代表者職氏名），（ウ）調査実施

に関する事項のうちの調査年月日，（エ）災害の内容に関する事項中①「災害発生地」（地番に限る。），「被災状況」，「起因物」及び「事故の型」，③「災害発生状況の詳細等」のうちａ災害の発生した事業場について，ｅ作業場における飲料水等の備え等，g安全管理状況等，ｈ災害発生現場について及びｉその他，④災害発生の原因,防止のために講ずべき対策等の詳細（a災害発生の原因,b災害防止対策,c違反条文の検討），見取図並びに添付資料（コ）雇入れ時における確認事項書及び（シ）関係者からの聴取書については,事故関係者の供述及び提供資料に基づき，調査官が事故の詳細を記述したものや，提供された資料そのものであると認められ,これを公にした場合,今後同様の災害調査において事故の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり,行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

他方，（エ）災害の内容に関する事項のうち③d災害発生日及び災害調査時の気温等（事故発生現場に係る記載部分及び現場写真を除く。）については，関係者から提供された資料等ではなく，調査官が独自に調査した客観的事実であり，これを公にしても，今後同様の災害調査において事故の原因究明に必要とされる具体的,客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがあるとは認められない。

したがって,復命書本体（ア）災害調査を実施した事業場に関する事項，（ウ）調査実施に関する事項のうちの調査年月日，（エ）災害の内容に関する事項のうち①「災害発生地」（地番に限る。），「被災状況」，「起因物」及び「事故の型」，③「災害発生状況の詳細等」のうちａ災害の発生した事業場について，ｅ作業場における飲料水等の備え等，g安全管理状況等，ｈ災害発生現場について及びｉその他，④災害発生の原因,防止のために講ずべき対策等の詳細（a災害発生の原因,b災害防止対策,c違反条文の検討），見取図並びに添付資料（コ）雇入れ時における確認事項書及び（シ）関係者からの聴取書については,法５条６号柱書きに該当するものと認められ，不開示が妥当であるが，（エ）③d災害発生日及び災害調査時の気温等（事故発生現場に係る記載部分及び現場写真を除く。）については，法５条６号柱書きに該当せず，かつ，下記６で判断するとおり同条５号にも該当しないことから，開示すべきである。

（２）法５条６号イ該当性について

諮問庁は,復命書本体（エ）災害の内容に関する事項のうち④「災害発生の原因,防止のために講ずべき対策等の詳細」及び（オ）調査結果に関する事項の各記載からは,本件事故について,調査官が発生原因をどのように把握し,当該調査官及び労働基準監督署長が関係法令違反の有

無をどのように判断したのかという労働基準監督機関の法令違反等の基準が明らかとなる旨主張する。

復命書本体（オ）調査結果に関する事項のうち「措置」（年月日を含む。），「調査官の意見および参考事項」の下段３行（傷病名を除く）及び「署長判決および意見」欄の年月日の各記載部分は，法令違反の有無及び今後所轄労働基準監督署が取るべき行政措置の内容が簡潔に記述されているのみであり，これを公にしても，本件事案の処理結果やいつ措置が下されたかを明らかにするにすぎず，労働基準監督機関の法令違反等の措置基準が明らかとなるものとは言い難い。

したがって，復命書本体（オ）調査結果に関する事項のうち「措置」欄（年月日を含む。），「調査官の意見および参考事項欄」の下段３行（傷病名を除く。）及び「署長判決および意見」欄の年月日の各記載部分については，法５条６号イに該当せず，かつ，下記５及び６で判断するとおり同条４号及び５号にも該当しないことから，開示すべきである。

なお，（エ）災害の内容に関する事項のうち④「発生の原因，防止のために講ずべき対策等の詳細」が記載された部分については，上記（１）記載のとおり不開示が妥当であると判断していることから，法５条６号イ該当性については，判断するまでもない。

４　法５条２号該当性について

（１）法５条２号イ該当性について

諮問庁は，本件対象文書中，「添付資料の目次」１及び６の不開示部分並びに添付資料である（カ）資料及び（ケ）取扱説明書については，特定の商品に関する情報であり，当該資料を公にすることにより，それを知った同種の商品の購入予定者が，当該商品自体は災害発生の原因ではないにもかかわらず，あたかも当該商品が原因であるかのような疑念を抱き，当該商品ではなく，同種のほかの商品を購入しようとするなどの行動を取る可能性があることは否定できず，その結果，場合によっては，当該商品の製造業者について，競争関係にある他の同種事業者との間における競争上の地位その他正当な利益を害することとなるおそれがあるため，法５条２号イに該当し不開示とすべき旨主張する。

しかし，本件事案の場合，（カ）資料については，被災者が従事していた作業現場で使用されていた足場部材の種類を示すパンフレットであり，（ケ）取扱説明書については，災害発生現場において，気温，相対湿度，ふく射熱を実測するために使用した器具の取扱説明書であり，「添付資料の目次」１及び６の不開示部分については，（カ）及び（ケ）の表題を示すものにすぎないものと認められ，いずれも本件労災事故の原因と関係がないことは明らかである。このような状況を踏まえれば，当

該資料が公にされた場合，当該商品が本件労災事故の原因であるとの憶測を招くおそれがあるとは言えないことから，これらの情報は法５条２号イに該当せず，かつ，下記６で判断するとおり同条５号にも該当せず，開示すべきである。

また，諮問庁は，本件対象文書のうち，別添文書である労働基準監督機関が特定の事業者に対して行った指導事項が記載された文書（案）（傷病名を除いた部分に限る。）について，労働基準監督機関が特定の事業者に対して行った指導事項が記載されているものであり，この情報を開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，法５条２号イの不開示情報に該当すると主張する。

しかし，指導対象となる事業場名は，上記３（１）で不開示が妥当と判断しているところ，当該資料を公にしても，当該事業場に関する情報であることが明らかになるとは言えず，当該事業場の正当な利益を害するおそれがあるとは言えないことから，法５条２号イには該当せず，かつ，下記６で判断するとおり同条５号にも該当せず，開示すべきである。

（２）法５条２号ロ該当性について

諮問庁は，添付資料である（コ）雇入れ時における確認事項書は，特定事業者が被災者について雇入れ時における確認事項を記載した部内資料を，行政機関の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供したものであり，当該法人においては，通例として公にしないこととされているものに当たり法５条２号ロに該当する旨主張するが，当該文書については，上記３（１）のとおり，同条６号柱書きに該当し，不開示が妥当であると判断していることから，同条２号ロ該当性については，判断するまでもない。

５　法５条４号該当性について

諮問庁は，本件対象文書のうち，復命書本体の「措置」及び「調査官の意見および参考事項」の各欄並びに別添文書である労働基準監督機関が特定の事業者に対して行った指導事項が記載された文書(案)（傷病名を除く。）については，捜査機関の捜査着手等措置基準を推測させるおそれのある内容の記載があり，これらは公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから，法５条４号の不開示情報に該当する旨主張するが，当該欄及び当該文書については，今後所轄労働基準監督署が取るべき行政措置の内容等が簡潔に記述されているのみであることから，これを公にしても，措置基準を推測させるおそれがあるとは認められず，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき，相当の理由があるとはいえず，法５条４号には該当しない。

６　法５条５号該当性について

諮問庁は，本件対象文書は，行政としての最終的な意思決定を図るための決裁を前提とした説明や検討に関連した情報という側面を持っており，これを公にすることにより，外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなど，率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるのみならず，将来起こり得る同種の意思決定過程に不当な影響を与えるおそれがあることから，法５条５号の不開示情報に該当する旨主張するが，上記で不開示が妥当であると判断している部分については，同号該当性について判断するまでもなく，また，上記で不開示情報に該当せず開示すべきと判断した部分については，これを公にしても，率直な意見の交換又は意思決定の中立性を不当に損なわれるおそれがあるとは認められず，同号には該当しない。

７　本件不開示決定の妥当性

以上のことから，本件対象文書につき,法５条１号,２号イ，４号及び６号に該当することを理由に一部不開示とした決定につき,諮問庁が同条１号,２号イ及びロ，４号，５号並びに６号柱書き及びイに該当するとして不開示とすべきとしている部分については,別表３欄に掲げる部分は,これらのいずれにも該当せず,開示すべきであるが,その余の部分は,同条１号及び６号柱書きに該当し，不開示とすることが妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　大熊まさよ，委員　秋山幹男，委員　松井茂記

別　表

１　区分	２　項目	３　開示すべき部分
災害調査復命書本体 ９頁	（エ）③災害発生状況の詳細等	d災害発生日及び災害調査時の気温等（事故発生現場に係る記載部分及び現場写真を除く。）
１７頁	措置欄（年月日を含む。）	同左
	署長判決および意見欄	年月日を記載した部分
	調査官の意見および参考事項欄	下段３行（傷病名を除く。）
１８頁	労働基準監督機関が特定の事業者に対して行った指導事項が記載された文書（案）	傷病名を除いた部分
添付資料　　１頁	１及び６の不開示部分	同左
２頁から３頁	資料	同左
１１頁から２５頁	取扱説明書	同左